

改正

平成一七年 七月 六日条例第三七号
平成二〇年 七月一四日条例第二七号
平成二二年 六月二八日条例第三三号
平成二三年一二月二六日条例第五三号
平成二四年一〇月一〇日条例第五九号
平成二六年 三月二六日条例第二九号
令和 元年一〇月 八日条例第二一号
令和 五年 七月一〇日条例第二九号
令和 六年 三月一八日条例第三号
令和 六年一二月二三日条例第三八号

広島県土砂の適正処理に関する条例をここに公布する。

広島県土砂の適正処理に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 土砂の搬出（第八条—第十五条）
- 第三章 土砂埋立行為（第十六条—第三十二条）
- 第四章 土砂搬入禁止区域（第三十三条—第三十五条）
- 第五章 雑則（第三十六条—第四十三条）
- 第六章 罰則（第四十四条—第四十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建設工事 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。
- 二 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- 三 元請負人 発注者から建設工事を直接請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。
- 四 土砂 土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項又は第二項に定める基準に適合しない土壌その他の規則で定めるもの以外のものをいう。
- 五 土砂埋立行為 土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料である土砂のたい積を除く。）をいう。
- 六 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂埋立行為が行われる土地の区域を含む。）をいい、進入路敷地、排水施設敷地その他の土砂埋立行為に関連する土地の区域を含む。

（発注者の責務）

第三条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、当該建設工事の元請負人に対して当該建設工事に伴って発生する土砂の適正な処理を指示するよう努めるものとする。

（元請負人の責務）

第四条 元請負人は、請負契約等の内容を踏まえて、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設工事に伴って発生する土砂の搬出量の抑制に努めるとともに、土砂と他の物との分別その他必要な措置を講じることにより、土砂の適正な処理に努めるものとする。

2 元請負人は、土砂の搬出を自ら行う場合には交通量等を勘案した最適な搬出経路を選択し、及び運搬中の土砂の飛散や落下の防止に十分配慮することにより、土砂の搬出を運搬業者に委託して行う場合にはこれらのことを当該運搬業者に周知徹底することにより、搬出経路の周辺の生活の安全及び生活環境の保全に努めるものとする。

（土砂埋立行為を行う者の責務）

第五条 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立行為を行うに当たり、土砂の崩落、飛散、流出その他の災害（以下「土砂の崩落等」という。）の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、土砂埋立区域の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

（土地所有者の責務）

第六条 土地の所有者は、土砂埋立行為を行う者に対して土地を使用させようとする場合には、当該土砂埋立行為による土砂の崩落等が発生するおそれがないことを確認し、そのおそれがあると認めるときには、当該土砂埋立行為を行う者に対して当該土地を使用させることのないよう努めるものとする。

(県の責務)

第七条 県は、無秩序な土砂埋立行為を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、市町が行う施策の総合調整を行うものとする。

2 県は、無秩序な土砂埋立行為を防止するため、市町と連携して土砂埋立行為を監視する体制の整備に努めるものとする。

第二章 土砂の搬出

(土砂の搬出の届出)

第八条 元請負人は、建設工事に伴って発生する土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出するときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出に係る計画（以下「処理計画」という。）を定め、当該土砂の搬出を開始する日から起算して二十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- 一 搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル未満の土砂の搬出
- 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）又は砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。次条第一項第二号及び第十六条第五号において同じ。）の搬出
- 三 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- 四 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の搬出
- 五 その他規則で定める土砂の搬出

2 前項の処理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の名称及び内容
- 三 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（発注者がいる場合に限る。）
- 四 建設工事の区域の所在及び面積
- 五 建設工事に伴って発生する土砂の数量
- 六 建設工事に伴って発生する土砂の利用等の計画

七 搬出する土砂の数量の合計

八 搬出する期間

九 搬出先とする土地の所在

十 その他規則で定める事項

3 第一項の規定による届出には、当該届出に係る建設工事の区域を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(一時たい積した土砂の搬出の届出)

第九条 他の土地の区域への搬出を目的として一時的に行う土砂埋立行為（以下「一時たい積行為」という。）を行う者は、一時たい積行為に係る土砂が当該他の土地の区域に搬出される時（前条第一項の建設工事の区域から当該建設工事に伴って発生する土砂が搬出される時を除く。）は、月の初日（当該土砂の搬出を開始する日が月の中途の日の場合にあっては、その日。以下この項及び第十二条第一項において同じ。）から末日までの間の土砂の搬出に係る計画を定め、当該計画に係る月の初日の十日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

一 月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル未満の土砂の搬出

二 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる一時たい積行為に伴う土砂の搬出

三 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出

四 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の搬出

五 その他規則で定める土砂の搬出

2 前項の土砂の搬出に係る計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 一時たい積行為を行う土地の区域の所在及び面積

三 搬出する土砂の数量の合計

四 搬出先とする土地の所在

五 その他規則で定める事項

3 第一項の規定による届出には、当該届出に係る一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第十条 第八条第一項の規定による届出をした者は、同条第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときはその変更があった日から三十日以内に、同項第四号から第十号までに掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、前項中「第八条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「同条第二項第一号又は第三号」とあるのは「同条第二項第一号」と、「同項第四号から第十号まで」とあるのは「同項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(状況の変更による届出)

第十一条 元請負人は、第八条第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第八条第三項の規定は前項の規定による届出について、前条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(一時たい積行為に係る状況の変更による届出)

第十二条 一時たい積行為を行う者は、第九条第一項第一号に該当するものとして同項の規定による届出をしなかった場合で、月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が五百立方メートル以上となるときは、その土砂の数量の合計が五百立方メートルとなる日の前日までに、同条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第九条第三項の規定は前項の規定による届出について、第十条第二項において準用する同条第一項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。

(届出の内容の通知)

第十三条 知事は、第八条第一項、第十条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項の規定による届出があった場合において、これらの届出に係る建設工事に発注者がいるときは、当該発注者に、これらの届出の内容を通知するものとする。

(土砂の搬出計画等に関する勧告等)

第十四条 知事は、この章の規定による届出（次条の規定による届出を除く。）があった場合において、当該届出の内容が土砂の適正な処理をする上で適当でないとき認めるときは、当該届出をした者（当該届出に係る建設工事に発注者がいる場合は、発注者を含む。）に対し、必要な措置を

採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に従わなかった者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、当該勧告に従わなかった者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(完了等の届出)

第十五条 第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をした者は、これらの届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。これらの届出に係る土砂の搬出を廃止した場合も、同様とする。

第三章 土砂埋立行為

(土砂埋立行為の許可)

第十六条 土砂埋立行為を行おうとする者は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為については、この限りでない。

一 土砂埋立区域（土砂埋立行為が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域）の面積が二千平方メートル未満の土砂埋立行為

二 土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみによるもの

三 公益性が高いと認められる事業の実施に係る土砂埋立行為のうち土砂の崩落等の発生のおそれがないものとして規則で定めるもの

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区若しくは同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の区域（水域を除く。）において行う土砂埋立行為

五 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる土砂埋立行為

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文の規定による許可（同法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により許可があったものとみなされる協議の成立を含む。）を受けて行う土砂埋立行為

七 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為

八 法令等の許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるものを受けて行う土砂埋立行為であって、あらかじめ知事に届け出たもの

九 その他規則で定める土砂埋立行為

(許可の申請)

第十七条 前条の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土砂埋立区域の所在及び面積

三 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置

四 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画

五 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量及び土地の形状

六 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置

七 土砂埋立行為を行う期間

八 その他規則で定める事項

2 前条の規定による許可を受けようとする土砂埋立行為が一時たい積行為である場合には、当該許可を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項

二 最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状

三 土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出の年間予定量

四 その他規則で定める事項

(土砂埋立行為に係る土地所有者等の同意)

第十八条 第十六条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂埋立区域内の土地の所有者に対し、当該申請が前条第一項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第十六条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ

規則で定めるところにより、当該申請に係る土砂埋立区域内の土地につき、当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。以下同じ。）に対し、当該土砂埋立行為の概要を説明し、その同意を得なければならない。

（許可の基準等）

第十九条 知事は、許可の申請が第十七条第一項の規定によるものである場合には、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第十六条の規定による許可をしてはならない。

一 申請者が次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障により土砂埋立行為を適正に行うことができない者として規則で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定による必要な措置を講じない者

ホ 第三十二条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は規則で定める使用人であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第三十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により土砂埋立行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

ト 土砂埋立行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人である場合においては、その役員又は規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人である場合においては、規則で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 前条に規定する同意を得ていること。

三 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場管理責任者を置くこと。

四 土砂埋立行為の事業計画が、規則で定める土砂埋立行為に係る一般的基準に適合するものであること。

五 土砂埋立行為が完了した場合において、当該土砂埋立行為に使用された土砂のたい積の構造が、土砂の崩落等が発生するおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

六 土砂埋立行為が行われている間において、土砂の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

2 知事は、許可の申請が第十七条第二項の規定によるものである場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請が同項第一号から第四号まで及び第六号に適合していると認めるときでなければ、第十六条の規定による許可をしてはならない。

3 知事は、第十六条の規定による許可を行う場合は、当該許可に係る土砂埋立区域を管轄する市町長の意見を聴くものとする。

（変更の許可等）

第二十条 第十六条の規定による許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、第十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者が、第三十一条第二項において準用する同条第一項の規定による命令に従って当該許可に係る第十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。

3 第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項に

において準用する第十八条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容及びその理由

三 その他規則で定める事項

4 第十八条の規定は第一項の規定による許可について、前条の規定は第一項の規定による許可の基準について準用する。

5 許可事業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第二項の規定により変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出るとともに、第十八条（前項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該変更の概要を通知しなければならない。

（許可の条件）

第二十一条 知事は、第十六条の規定による許可（前条第一項及び第三十条第一項の規定による許可を含む。次条及び第二十七条第二項において同じ。）には、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

（関係者への周知）

第二十二条 第十六条の規定による許可の申請をした者は、当該申請に係る土砂埋立区域の周辺の住民に対して、規則で定める方法により当該土砂埋立行為の概要を周知するよう努めなければならない。

（標識の掲示）

第二十三条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為（第二十条第一項の規定により第十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更の許可を受けた場合にあつては当該変更後のものをいい、土砂埋立行為に伴い土砂の崩落等の発生を防止するための措置を講じる場合にあつては当該措置を含む。次条から第三十二条まで、第三十八条及び第四十六条において同じ。）を行っている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に掲示した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく当該掲示した事項を書き換えなければならない。

3 第一項の標識を掲示した者は、第三十二条第一項の規定により許可を取り消されたとき又は当該土砂埋立行為を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに当該標識を撤去しなければならない。

い。

(土砂埋立行為の着手の届出)

第二十四条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(関係書類等の閲覧)

第二十五条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立行為を行っている間、当該土砂埋立行為に関し、この条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しで規則で定めるものを、当該土砂埋立区域の近隣の住民その他当該土砂埋立行為について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(定期的な報告)

第二十六条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為に着手した日から六月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）ごとに、当該期間における土砂埋立行為の状況について、当該六月を経過した日（土砂埋立行為を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して二十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める書類及び図面を添えて、知事に報告しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号
- 三 土砂埋立区域の所在及び面積
- 四 報告に係る期間
- 五 前号の期間中に当該土砂埋立区域に搬入した土砂の数量
- 六 搬入元に関する事項
- 七 その他規則で定める事項

(土砂埋立行為の完了)

第二十七条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為を完了したときは、当該土砂埋立行為を完了した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る土砂埋立行為が第十六条の規定による許可の内容及び第二十一条の規定により付された条件に適合しているかどうかの確認を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認を行った場合において、当該届出に係る土砂埋立行為について、

土砂の崩落等の発生を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

(土砂埋立行為の廃止)

第二十八条 前条の規定は、当該土砂埋立行為を廃止したときに準用する。

(地位の承継)

第二十九条 許可事業者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る土砂埋立行為の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土砂埋立行為を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例による地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出るとともに、第十八条（第二十条第四項及び次条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同意を得た土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(譲渡)

第三十条 許可事業者から当該許可に係る土砂埋立行為の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十八条の規定を準用する。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項において準用する第十八条に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 申請者が第十九条第一項第一号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

四 その他規則で定める事項

3 第一項の規定による許可の基準については、第十九条（第一項第一号及び第二号に限る。）の規定を準用する。

4 第一項の規定による許可を受けて土砂埋立行為の全部を譲り受けた者は、当該土砂埋立行為に係る許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

(措置命令等)

第三十一条 知事は、第十六条又は第二十条第一項の規定による許可を受けずに土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。）に対し、当該土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

2 前項の規定は、第二十一条に規定する許可の条件に違反して土砂埋立行為を行った者について準用する。

3 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

一 第十六条又は第二十条第一項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

二 第二十一条に規定する許可の条件に違反して土砂埋立行為を行った者

三 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）の命令に従わなかった者

四 次条第三項の命令に従わなかった者

4 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、その者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（許可の取消し等）

第三十二条 知事は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正な手段により第十六条、第二十条第一項又は第三十条第一項の規定による許可を受けたとき。

二 第十六条の規定による許可を受けた日から起算して三年を経過した日までに当該土砂埋立行為に着手しないとき。

三 第十六条の規定による許可に係る土砂埋立行為に着手した日後一年以上引き続き当該土砂埋立行為を行わないとき。

四 第十九条第一項第一号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

五 第二十条第一項の規定に違反して変更したとき。

六 第二十一条に規定する許可の条件に違反したとき。

七 第二十九条第一項の規定により許可事業者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第十九条第一項第一号イからヌまでのいずれかに該当するとき。

2 知事は、第二十条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた日から起算して三年以内に当該許可に係る変更着手せず、又は当該許可に係る変更着手した日後一年以上引き続き

き当該変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

- 3 知事は、前二項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土砂埋立行為について、土砂の崩落等の発生を防止するための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置を講じるよう命じることができる。

第四章 土砂搬入禁止区域

(土砂搬入禁止区域の指定)

第三十三条 知事は、土砂埋立区域（二千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の土地の区域（以下この項及び次項において「土砂埋立区域等」という。）において土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂埋立区域等を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、土砂搬入禁止区域として指定された土砂埋立区域等を管轄する市町長の意見を聴いて、当該土砂埋立区域等を再び土砂搬入禁止区域として指定することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の公示をもって効力を生じる。
- 5 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前二項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。

(土砂の搬入の禁止)

第三十四条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定に違反して土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとする場合は、当該土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(土砂搬入禁止区域の解除)

第三十五条 知事は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定の解除をするものとする。

2 第三十三条第三項及び第四項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第三十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。次条において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

2 第三十三条第七項の規定は、前項の職員について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(関係書類の保存)

第三十八条 許可事業者は、当該許可に係る土砂埋立行為について、第二十七条第一項の規定による完了の届出若しくは第二十八条の規定による廃止の届出をした日又は第三十二条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを受けた日から五年間、当該土砂埋立行為に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第三十九条 現場管理責任者は、土砂埋立行為に伴う土砂の崩落等の発生の防止に関し、規則で定める職務を誠実に行わなければならない。

2 土砂埋立行為に従事する者は、現場管理責任者が前項の職務を行うために必要があると認めて行う指示に従わなければならない。

(土砂埋立行為に係る土地所有者の義務)

第四十条 土地の所有者は、第十八条第一項（第二十条第四項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る土砂埋立行為が一時たい積行為以外である場合にあっては当該土砂埋立行為が完了した後の土地利用計画を踏まえて第十七条第一項各号に掲げる事項を、当該土砂埋立行為が一時たい積行為である場合にあっては同条第二項各号に掲げる事項を確認しなければならない。

2 第十八条第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、当該土砂埋立行為の状況を把握するよう努めるものとする。

3 第十八条第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者等に対する指導)

第四十一条 知事は、土砂埋立行為が行われることにより、土砂の崩落等が発生するおそれがあるとき、土地の所有者及び当該土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(市町との関係)

第四十二条 この条例の規定は、市町が地域の自然的社会的条件に応じて、土砂の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の土砂埋立行為に関する規定の内容が、この条例の趣旨に則したものとして知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町の区域には、この条例の規定のうち知事が認める事項に係るものは、適用しない。

3 前項の規定により、この条例の規定が適用されなくなった市町の区域において現に第十六条、第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により許可を受けて行われている土砂埋立行為については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(委任)

第四十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条又は第二十条第一項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者
- 二 第三十一条第一項の命令に違反した者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第三項（第二十八条において準用する場合を含む。）の命令に違反した者
- 二 第三十一条第二項において準用する同条第一項又は第三十二条第三項の命令に違反した者
- 三 第三十四条第一項の規定に違反して土砂を搬入した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十三条第一項の規定に違反して標識を掲示せずに土砂埋立行為を行った者
- 三 第二十六条又は第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第三十七条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第四十七条 第十条第一項（同条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条又は第二十九条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成一六年七月規則第五二号で、同一六年九月二五日から施行）

（経過措置）

- 2 第八条及び第十一条の規定は、この条例の施行前に締結された請負契約に係る建設工事又はこの条例の施行の際現に着手している建設工事については適用しない。

3 第九条及び第十二条の規定は、この条例の施行の日から起算して一月を経過する日以後の土砂の搬出から適用する。

4 この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、第十六条の規定は適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間についても、同様とする。

(適用除外)

5 第十六条及び第三十四条の規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた区域における土砂埋立行為（第十六条の許可を受けた土砂埋立行為であって、当該公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了していないものを除く。）及び土砂の搬入については、適用しない。

附 則（平成一七年七月六日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月一四日条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月二八日条例第三三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二六日条例第五三号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一〇日条例第五九号）

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二六年三月二六日条例第二九号）

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和元年一〇月八日条例第二一号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和五年七月一〇日条例第二九号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和五年九月規則第五八号で、同五年九月二八日から施行)

附 則 (令和六年三月一八日条例第三号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年一二月二三日条例第三八号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令（条例を含む。）の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。